

不利益処分の内容	休業補償等の金額の減額		
根拠法令及び条項	鳥取市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例第 10 条第 1 項		
担 当 課	職員課ほか	処 分 権 者	市長ほか
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
故意の犯罪行為又は重大な過失により公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくはこれらの原因となった事故を生じさせたときは、支給すべき休業補償、傷病補償年金、又は障害補償の金額からその金額の 100 分の 30 に相当する金額を減ずることができる（療養を開始した日から 3 年以内の期間に限る。）と規定されている。			
条例第 10 条第 1 項に「故意の犯罪行為又は重大な過失」とあるのは、一般的には、次のような場合をいう。			
1 法律、命令等に定める危害防止に関する規定に違反して事故を発生させた場合			
2 勤務場所における安全衛生上とられた事項が一般的に遵守されているにもかかわらず、これに違反して事故を発生させた場合			
3 監督者の事故防止に関する注意若しくは公務遂行上の指揮監督が一般に遵守され、又は励行されているにもかかわらず、これに従わないで事故を発生させた場合			

不利益処分の内容	休業補償等の支給停止		
根拠法令及び条項	鳥取市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例第 10 条第 2 項		
担 当 課	職員課ほか	処 分 権 者	市長ほか
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
1 不利益処分をする基準			
療養に関する指示に従わないことにより、公務上の負傷、疾病若しくは障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合			
2 不利益処分の内容			
その負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合 1 回につき、休業補償を受ける者にあつては 10 日間（10 日未満で補償事由が消滅するものについては、その補償事由が消滅する日までの間）についての休業補償を、傷病補償年金を受ける者にあつては傷病補償年金の 365 分の 10 に相当する額の支給を行わない。			

総務 3 - 3

不利益処分の内容	遺族補償年金の支給停止		
根拠法令及び条項	鳥取市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例第 16 条（地方公務員災害補償法第 35 条第 1 項準用）		
担 当 課	職員課ほか	処 分 権 者	市長ほか
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
遺族補償年金の受給者が 1 年以上所在不明であるときには、遺族補償年金の支給停止の申請をすることができるが、次の基準をもって審査する。			
停止事由			
遺族補償年金の受給者が 1 年以上所在不明であるかどうか（事実を証明できる書類の添付を求める。）。			
申請者			
支給停止の申請をすることのできる最上位順位者であるかどうか。			

総務 3 - 4

不利益処分の内容	遺族補償年金の支給停止の解除		
根拠法令及び条項	鳥取市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例第 16 条（地方公務員災害補償法第 35 条第 2 項準用）		
担 当 課	職員課ほか	処 分 権 者	市長ほか
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
1 年以上所在不明であったことにより、遺族補償年金の支給を停止された者は、いつでも遺族補償年金の支給停止の解除の申請をすることができるが、審査に当たっては、本人確認を行い、併せて年金証書の提出を求める。			

不利益処分の内容	支払調整による不支給決定		
根拠法令及び条項	鳥取市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例第 16 条（地方公務員災害補償法第 41 条及び第 41 条の 2 準用）		
担 当 課	職員課ほか	処 分 権 者	市長ほか
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
不利益処分の基準及び内容			
補償の支払事務と受益者の便宜を図るため、補償の支給を停止すべき事由又は減額して改定すべき事由があるにもかかわらず、停止又は減額がなされずに支払われた場合（法第 41 条第 1 項）、休業補償又は障害補償が支払われるべきところを傷病補償年金が引き続き支払われた場合（法第 41 条第 2 項）、傷病補償年金又は障害補償が支払われるべきところを引き続き休業補償が支払われた場合（法第 41 条第 3 項）には、当該過払をその後に支払われるべき補償の内払とみなして調整することとされている。			
また、年金たる補償の受給権者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる補償の過誤払が行われた場合において、その過誤払による年金たる補償を返還すべき者に支払うべき他の補償があるときは、支払うべき補償の金額を、過誤払による返還金債権の金額に充当することができるとされている（法第 41 条の 2）。具体的には、これらの調整を行う必要が生じたそれぞれの事由についての要件確認を行う。			
なお、将来支払うべき補償がない場合の過払や、単なる計算違いによる過払等については、返還を請求する。			

不利益処分の内容	損害賠償との支給調整による減額支給等		
根拠法令及び条項	鳥取市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例第 16 条（地方公務員災害補償法第 58 条及び 59 条準用）		
担 当 課	職員課ほか	処 分 権 者	市長ほか
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
不利益処分の基準及び内容			
損害賠償と、公務災害補償の調整等については、地方公務員災害補償法第 58 条及び 59 条の規定により、			
1 本市が国家賠償法、民法その他の法律による損害賠償の責めに任ずる場合において、市が条例による補償を行ったときは、同一の事由については、本市は、その価額の限度においてその損害賠償の責めを免れる。			
2 前項の場合において、補償を受けるべき者が、国家賠償法、民法その他の法律による損害賠償を受けたときは、本市は、その価額の限度において補償の責めを免れる。			
3 本市は、補償の原因である災害が第 3 者の行為によって生じた場合に補償を行ったときは、その価額の限度において、補償を受けた者が第 3 者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。			
4 前項の場合において、補償を受けるべき者が当該第 3 者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、本市は、その価額の限度において補償の責めを免れる。とされている。			
これは、被災議員等又はその遺族が同一の災害によって、重複補填を受けることを避けるためである。			

総務 3 - 7

不利益処分の内容	受診拒否等による一時差止め		
根拠法令及び条項	鳥取市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例第 21 条		
担 当 課	職員課ほか	処 分 権 者	市長ほか
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
1 不利益処分をする基準 補償の実施のために必要な報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭せず、又は医師の診断を拒んだとき。			
2 不利益処分の内容 上記報告等がなされるまで、補償の支払いの一時差止めを行う。			

総務 3 - 8

不利益処分の内容	通勤による災害に係る一部負担金の徴収		
根拠法令及び条項	鳥取市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例第 22 条の 2 第 1 項		
担 当 課	職員課ほか	処 分 権 者	市長ほか
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
不利益処分をする基準及び内容			
1 対象者 通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける議員等で、次に掲げる者以外のもの			
(1) 第 3 者の行為によって通勤による災害を受けた者			
(2) 療養開始後 3 日以内に死亡した者			
(3) 休業補償を受けない者			
(4) 同一の通勤による災害に関し、既に一部負担金を払い込んだ者			
2 処分の内容			
一部負担金として 200 円（健康保険法第 3 条第 2 項に規定する日雇特例被保険者である議員等 にあっては 100 円）を徴収する。ただし、当該額が、それらの総額のうち小さい額（それらの総 額が同じ額のときは、その額）に相当する額とする。			

不利益処分の内容	書類未提出者に対する一時差止め		
根拠法令及び条項	鳥取市恩給条例第 9 条の 3		
担 当 課	職員課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
1 不利益処分をする基準 正当な理由なく恩給受給調査書及びその添付書類（条例施行規則第 23 条による。）の提出がない場合			
2 不利益処分の内容及び程度 (1) 内容：支給停止 (2) 程度：恩給受給調査書及びその添付書類を提出した後において支給する。			

不利益処分の内容	傷病賜金の支給停止		
根拠法令及び条項	鳥取市恩給条例第 18 条第 4 項		
担 当 課	職員課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
1 不利益処分をする基準			
傷病賜金の受給者が地方公務員災害補償法第 29 条若しくは労働基準法第 77 条の規定による障害補償又は同法第 84 条第 1 項に該当するものを受けたとき。			
2 不利益処分の内容及び程度			
(1) 内容：不支給			
(2) 程度：当該補償又は給付を受けたとき。ただし、当該補償又は給付の金額が傷病賜金より少ないときは、その差額を支給する。			

総務 3 - 11

不利益処分の内容	退隠料の支給停止		
根拠法令及び条項	鳥取市恩給条例第 26 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで		
担 当 課	職員課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
1 不利益処分をする基準			
（1 号関係）市の吏員として再就職したとき。			
（2 号関係）3 年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたとき。			
（3 号関係）55 歳になるまでの者であるとき。			
2 不利益処分の内容及び程度			
(1) 内容：支給停止			
(2) 程度：			
（1 号関係）の場合……就職した月の翌月から退職した月まで支給停止。			
（2 号関係）の場合……その刑に処せられた月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けなくなった月まで支給停止。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは停止しない。			
（3 号関係）の場合……① 45 歳になる月まで 全額支給停止			
② 45 歳になる月の翌月から 50 歳になる月まで 50%支給停止			
③ 50 歳になる月の翌月から 55 歳になる月まで 30%支給停止			

総務 3 - 12

不利益処分の内容	退隠料の年額の一部停止		
根拠法令及び条項	鳥取市恩給条例第 26 条第 1 項第 4 号		
担 当 課	職員課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
1 不利益処分をする基準			
退隠料の年額が 170 万円以上で、かつ、前年における退隠料以外の課税総所得金額が 700 万円を超えるとき。			
2 不利益処分の内容及び程度			
(1) 内容：支給停止			
(2) 程度：次の表の左欄に掲げる合算額の区分に応じ、同表右欄に掲げる停止額とする。			
退隠料年額と退隠料外の課税総所得年額との合計額		停止額	
870 万円を超え、1,040 万円以下の場合		$(\text{合算額} - 870 \text{ 万円}) \times 0.35$	
1,040 万円を超え、1,210 万円以下の場合		$(1,040 \text{ 万円} - 870 \text{ 万円}) \times 0.35 + (\text{合算額} - 1,040 \text{ 万円}) \times 0.4$	
1,210 万円を超え、1,380 万円以下の場合		$(1,040 \text{ 万円} - 870 \text{ 万円}) \times 0.35 + (1,210 \text{ 万円} - 1,040 \text{ 万円}) \times 0.4 + (\text{合算額} - 1,210 \text{ 万円}) \times 0.45$	
1,380 万円を超える場合		$(1,040 \text{ 万円} - 870 \text{ 万円}) \times 0.35 + (1,210 \text{ 万円} - 1,040 \text{ 万円}) \times 0.4 + (1,380 \text{ 万円} - 1,210 \text{ 万円}) \times 0.45 + (\text{合算額} - 1,380 \text{ 万円}) \times 0.5$	

不利益処分の内容	増加退隠料の支給停止		
根拠法令及び条項	鳥取市恩給条例第 26 条第 2 項		
担 当 課	職員課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
1 不利益処分をする基準 3 年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたとき。			
2 不利益処分の内容及び程度			
(1) 内容：支給停止			
(2) 程度：その刑に処せられた月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けなくなった月まで支給停止。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、停止しない。			

不利益処分の内容	遺族扶助料の支給停止		
根拠法令及び条項	鳥取市恩給条例第 40 条		
担 当 課	職員課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
1 不利益処分をする基準			
3 年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたとき。			
2 不利益処分の内容及び程度			
(1) 内容：支給停止			
(2) 程度：その刑に処せられた月の翌月から刑の執行を終わり、又はその執行を受けなくなった月まで支給停止。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、停止しない。			

総務 3 - 15

不利益処分の内容	遺族扶助料の支給停止		
根拠法令及び条項	鳥取市恩給条例第 41 条の 2		
担 当 課	職員課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
1 不利益処分をする基準 60 歳になるまでの夫			
2 不利益処分の内容及び程度			
(1) 内容：支給停止			
(2) 程度：60 歳になる月まで支給停止。ただし、重度障害の状態にあつて生活資料を得る途がない場合、吏員の死亡当時から重度障害の状態である場合は、停止しない。			